

## 顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則

### (目的)

**第1条** この規則は、正会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第43条の2第3項の規定に基づく分別管理監査を受ける場合の基準及び手続等を定めることにより、正会員における顧客資産の分別管理の適正な実施を確保することを目的とする。

### (公認会計士等による分別管理監査)

**第2条** 正会員は、金商法第43条の2第3項の規定に基づき、同条第1項及び第2項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年1回以上定期的に、以下の事項を記載した顧客資産の分別管理に係る法令遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）を作成し、日本公認会計士協会「保証業務実務指針 3802『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針』」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）による分別管理の法令遵守に関する保証業務に係る分別管理監査（以下「分別管理監査」という。）を受けなければならない。

- (1) 分別管理の法令を遵守する責任を有している旨
  - (2) 分別管理の法令遵守のために有効な内部統制を整備及び運用する責任を有している旨
  - (3) 監査対象基準日（以下「基準日」という。）現在で顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別して管理する責任を有している旨
  - (4) 法令を遵守して顧客資産の分別管理をしていたことを確かめるための手続を実施した旨
  - (5) 前号に定める手続を実施した結果、基準日現在において、法令を遵守して顧客資産の分別管理をしていたか否かの旨
  - (6) 基準日後、経営者報告書提出日までに分別管理の法令遵守に重要な影響を与える事象が生じた場合には、その内容
- 2 前項に定める経営者報告書の作成に当たり、正会員は、分別管理の法令遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を行わなければならない。
- 3 正会員は、前項の手続の過程で把握した事項及び手続の結果について記録を作成しなければならない。
- 4 正会員は、公認会計士等による分別管理監査が開始されたとき及び分別管理監査の結果に係る報告書（以下「分別管理監査報告書」という。）を受領したときは、速やかに、別に定める「公認会計士等による分別管理監査に関する報告書」を本協会に提出しなければならない。
- 5 正会員は、分別管理監査報告書を受領したときは、速やかに、分別管理監査報告書の写し及び経営者報告書の写しを全ての営業所もしくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供する方法（事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示による方法を含む。）又はホームページに表示する方法等、適切な方法により、次回の分別管理監査に係る公表までの間、公表しなければならない。
- 6 本協会は、分別管理監査報告書において、正会員が次の各号に掲げる場合に該当すると認められたときは、当該正会員に対し、速やかに、該当事項の改善に必要な措置を講ずるよう指示することができる。
- (1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は本協会の定款その他の規則に違反していた場合
  - (2) 顧客資産の分別管理が適正に実施されていない場合
- 7 前項の改善指示を受けた正会員は、当該指示事項に係る改善報告書を本協会に提出しなければならない。

(分別管理の実効性の確保に関する措置)

**第3条** 本協会は、正会員が次の各号のいずれかの場合に該当し、かつ、本協会が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と判断したときは、その必要の限度において、当該正会員に対し、当該各号に定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 自己資本規制比率が120%を下回った場合  
分別管理に関する状況等の報告を求めること。
  - (2) 自己資本規制比率が100%を下回った場合  
顧客分別金の必要額の差替えの実施その他の顧客資産の分別管理の確実な実施のために必要な措置をとるよう勧告すること。
  - (3) 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある場合  
分別管理に関し、監査規則第4条第2号に規定する特別監査を実施すること。
- 2 前項第3号の特別監査において、主任監査員（監査員のうち、本協会があらかじめ指定する者をいう。）は、監査規則第6条に規定する権限のほか、顧客資産の分別管理の適正な実施のために必要な措置を講ずることが緊急に必要と認めるときは、当該正会員に対し、当該措置を講ずるよう指示することができる。
- 3 正会員は、前項の指示があったときは、当該指示に従わなければならない。
- 4 本協会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と判断したときは、その必要の限度において、第2条第1項の分別管理監査を行う公認会計士等と意見交換を行うことができるものとする。
- 5 本協会は、第1項の措置を講じたとき又は第2項の指示を行ったときは、直ちに、その旨を金融庁に報告する。

(本規則の改正)

**第4条** 本協会は、本規則を改正しようとするときは、金融庁及び日本公認会計士協会と協議するものとする。

(その他)

**第5条** 本協会は、本規則に定めるもののほか、分別管理監査の実施に関し必要な事項を別に定めることができる。

## 附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

## 附 則 (令4.4.8)

この改正は、日本公認会計士協会「保証業務実務指針3802『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針』(令和4年2月17日)の適用の日から施行する。

(注) 第2条第1項を改正